

提出
順番

No.
7

令和 8 年 5 月 29 日
午前・午後 8 時 49 分受領

令和 8 年 5 月 29 日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

幕別町議会議員 中橋 友子



一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨
平和を守るために自治体が果たすべき役割について、住民も職員も守る行政に	<p>2015年に安全保障法制が成立以降、軍事力が強化され平和への道が大きく脅かされてきています。この流れに自治体や自治体職員を組み込んでいくための、法律の改正が進められてきていることに危機感が広がっています。本来、地域の安全を守り、住民生活の向上、地域経済の活性化に取り組むべき自治体の役割に逆行し、国の命令のもとに新たな任務を置くことは、看過できません。2024年6月の地方自治法改正では、国と自治体の関係を「対等平等」から「主従関係」に変えられ、新たに国に「指示権」を与えました。「指示」には「自然災害」「感染症」に加え「武力攻撃」が想定されており、全国知事会や道内の首長からも懸念の声が上がりました。さらに現在開催中の第221回国会では「予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案」(以下「本法案」という。)が審議され、町民からは「公務員の徴兵制度ではないのか」との声も上がっています。</p> <p>1 町長の許可を必要としない本法案に、関係機関と共に反対の声を上げる考えは</p> <p>本法案は国家公務員、地方公務員が予備自衛官を兼業する際、従来必要とされていた任命権者による招集時の許可を不要とするもので、任命権者の権限を制限し、公務の遂行に重大な影響を及ぼす内容です。目的は予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資するためとされていますが、そもそも現職員は、自らの希望のもとに、地方公務員として役割を果た</p>

152
1478

しており、その上に予備自衛官としての任務を置き、任命権者の許可なくできるとすることは、事実上国の方針に自治体を従わせるものです。ただでさえ地方公務員は1994年の約328万人から現在約47万人も減少しており、職務は増大しています。人手不足の中で許可なく招集が行われれば日常的な公務に支障をきたすのは明らかです。本人の申し出に基づくとされながら、招集義務を免除されるのは「心身の故障」「自らが災害被災者となった場合」等と極めて限定的です。関係機関と共に、反対の声を上げるべきと考えるがどうか。

2 自衛隊への名簿の提供は従来の閲覧に戻すべき

幕別町は2021年度から自衛官募集事務に係る対象者情報の提供を防衛大臣から依頼され、18歳または22歳に到達する町民の名簿を紙媒体で提供しています。自衛隊法施行令第120条に基づき提出しているとされていますが、2006年に制定された住民基本台帳法では、あくまでも「閲覧」が原則とされています。個人情報を保護することは自治体に課せられた重要な任務であり、個人識別性の極めて高い「住基4情報（氏名、生年月日、性別、住所）」はプライバシー権によって保護されるべき町民の基本的な人権です。本人の同意なく第三者に提供することは原則認められていません。従って北海道内の市町村でも閲覧のままの自治体が2023年度で46自治体、閲覧も提供もしていない自治体が2自治体あります。全国では中止を求める裁判も起きています。

また、提供を希望しない町民に除外申請を実施していますが、本来的には、本人の許可なく情報が提供されており、提供されていることもわからない町民も多いのではないのでしょうか。除外を求めなければ提供されてしまうことが問題であり、従って以下の点を伺います。

- (1) 名簿を提出するか否かの権限は町長にあり、基本的には紙媒体の提供は中止し、閲覧に戻す考えは。
- (2) 現状においては、対象者全員に提供をしらせ「除外申請」ではなく、許可した者の名簿のみ提出する「許可申請」にする考えは。
- (3) 18歳の対象者には高校生も含まれている。学校を始め個人情報管理は厳格にしなければならず、自衛隊にのみ提供することは、教育行政の中立性を損なうことになり、高校生を中止する考えは。

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。